



2月のお知らせ



★ サイバーセキュリティ意識の向上

不審なメールによる情報漏洩被害や個人情報の流出など、生活に影響を及ぼすサイバーセキュリティに関する問題が多数報じられています。誰もが安心してITの恩恵を享受するためには、一人ひとりがセキュリティについて関心を高め、これらの問題に対応していく必要があります。

<ID・パスワードを適切に設定、管理しましょう>

- パスワードの基本
 - ・ 複数のサービスで同じパスワードを使い回してはいけません。
 - ・ できるだけ長く、複雑に設定してください。
 - ・ 名前や生年月日など、推測されやすい文字は入れないようにしましょう。
- 被害に遭わないために
 - ・ ログイン時に二段階認証、多要素認証などを活用しましょう。
 - ・ メール添付ファイルを安易に開いたり、リンクをクリックしてはいけません。
 - ・ ウイルス対策ソフトを導入し、OSやソフトウェアと共に常に最新の状態にしましょう。



<サイバーセキュリティ・カレッジ in NARA ~パネル展~>

期間：2月1日(火)～2月14日(月)

場所：奈良公園バスターミナル 東棟1階

内容：ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクールの受賞作品等の展示

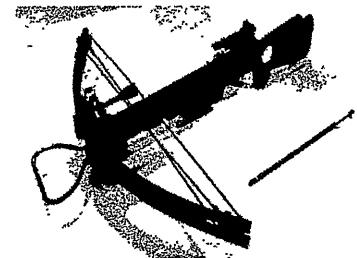
※お越しの際はマスクの着用をお願いします。

★ クロスボウは所持禁止となります！

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金） ※改正法は、令和4年3月15日に施行されます。

- 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは？
引いた弦を固定し、これを解放することによって発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。
- 自宅などにクロスボウを所持している場合は？
改正法の施行後6か月の間(令和4年9月14日まで)に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。
(令和4年9月14日までにこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)
- 具体的な処分方法は？
最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。
(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)



詐欺にあわないための合い言葉
渡すなキャッシュカード！教えるな暗証番号！